

ロシア近世農民闘争とイデオロギーの問題 — ソヴェト史学の現況について —

土 肥 恒 之

(一)

17・18世紀のロシアは、相継いで生じた四つの「農民戦争」(крестьянская война)によって象徴される熾烈な階級的敵対を内包した農奴制社会であること、階級闘争を社会発展の起動力と位置づけるソヴェト史学がこれら農民戦争の全面的解明に向けて特別の努力を注いできたこと、これらの点については多言を要さないであろう。農民戦争に関連する諸史料の刊行、そして同時平行して発表される研究諸文献は近年とくに著しく、我々にそのかんたんな概括を許さないのである。だが研究活動の隆盛は、必然的に諸見解の対立を生みだす。農民戦争研究も例外ではなく、ソ連の研究者の間ではその最も基本的な点においてさえ際立った対立が生まれている。1950年代後半以降この分野において指導的役割を果たしてきたマヴロージンは、最近の研究史の整理のなかで、現在抱えている若干の「基本的な理論的諸問題」を指摘しているが、なかでもとくに鋭い争点を形づくっているのが、イデオロギーの問題である。本稿は後述するように、直接この問題を扱うわけではないが、その導入として若干の

原稿受領日 1980年8月30日

(1) 既に五年程前のものであるが、次の文献目録を参照。Крестьянские войны в России XVII-XVIII вв. сб. ст. М., 1974. с. 400-440.

(2) В.В. Мавродин. Советская историография крестьянских войн в России (исследование вопроса между XXIV и XXV съездами КПСС). «Проблемы историографии и источниковедения отечественной и всеобщей истории» сб. ст. Л., 1978. с.82. (1)基本的原動力、(2)闘争の対象、(3)イデオロギー、(4)規模、(5)歴史的意義、が列挙されている。

頁をさくことにしよう。

農民戦争は農奴制的秩序の解体に向けられた、という従来の支配的見解に反対する一群の研究者によると、農民は、全体としての封建制—農奴制の解体のためではなく、彼らにとってより「望ましい」、「緩和された」封建制の獲得のために闘ったのであり、蜂起した農民には、イデオロギー一般、あるいは革命的イデオロギー、行動のプログラムが欠けていた。即ち農民によって掲げられた要求は、彼らの「思い」や「希望」を反映したにすぎず、農民は「直観的に」領主との闘争の必要性を理解したのである。こうして農民の社会意識は、いわば社会心理 (социальная психология) の水準にとどまった。イデオロギーとは、相応の教育をうけ、科学的知識をかちえ、自由な時間で理論的問題を探究しうるイデオログ、思想家によって練り上げられるものであり、この時期の農民戦争には、こうした意味でのイデオロギーは認められない。⁽³⁾

以上のような大胆な問題提起に対して、農民戦争は土地と自由のため、農奴制的秩序の解体のための農民の闘いである、という通説的立場をとる研究者はイデオロギーとは、狭義には科学的、マルクス主義的なものを意味するが、広義には各階級的に特徴的な理念や志向の総体を意味する、と理解する。農民戦争期の農民のイデオロギーは、たとえ革命期のプロレタリアートのそれに比較しえないにせよ、農民が理念をも持たなかったとは考えられない。封建制期の農民、とりわけ農民戦争、農民運動の参加者には独自の階級的イデオロギーが存在したのである。⁽⁴⁾

農民戦争のイデオロギーという、いわば根本問題におけるこうした見解の対

(3) Там же. с. 85—87. ここでは個々の論文は省略するが、ラフマトゥーリン (М.А. Рахматуллин), リトヴァーク (Б.Г. Литвак), 等のおもに19世紀農民運動史の研究者がこの立場をとる。田中湯児「『ロシア農民戦争』論の再検討——ソヴェト史学の新動向をめぐって」『ロシア史研究』22号, 1974年は、ソヴェト史学の方法論的欠陥を徹しく批判したものであり、ラフマトゥーリンの見解も「史学官僚的発想」として一蹴されているが、研究史に即してみる時、通説の公式的理解に挑戦したものである。

(4) マヴロージンをはじめブガノフ (В.И. Буганов), チェレブニーン (Л.В. Черепнин), 等々の多数の研究者がこの立場に立つ。

立は、我々に改めて「農民戦争」概念の洗い直しを迫っている。そしてその際検討されるべき重要な課題の一つとして、農民戦争のような大規模で長期間に及ぶ、したがって非日常的な闘争と、その底流にありしかも平行して頻発した小規模な、短期間で鎮圧あるいは終熄せられた日常的な諸闘争との、イデオロギーをはじめとする諸連関を把握することが挙げられるだろう。けだし、農民戦争とそのイデオロギーを、日常的な農民闘争と農民の社会意識から切り離して論ずることはできないからである。⁽⁵⁾ 本稿は以上のような見通しに立って、ロシア近世の日常的な農民闘争とその社会意識（広義のイデオロギー）に関する最近のソヴェト史学の若干の、重要とみなされる研究を取り上げ、その紹介・⁽⁶⁾ 検討そしてその意義を整理するものである。

(二)

ロシア近世農民の日常的な諸闘争について、はじめて本格的かつ体系的な分析を加えたのは、1958年に刊行されたアレフィレーンコの大著『18世紀30～50

(5) 中・近世農民（闘争）とイデオロギーの問題は、最近我が国でも関心を惹いている。例えばフランス革命史家ルフェーブルの、「革命の渦中で、民衆が行動に移るその前提としての」「集合心性」の形成の問題を扱った論文を紹介された、二宮宏之「社会史における〈集合心性〉」『歴史評論』354号、1979年、及び「農民の日常的な平均的な意識構造と関連させて一撻の思想を把握すべきことを主張される、深谷克己『百姓一揆の歴史的構造』（校倉書房、1979年）、63頁以下、等が大変興味深い。なおソ連のヨーロッパ中世史家グートノヴァの関連諸論文も、林基氏によって訳出されている（『専修史学』7号、；『専修人文論集』15号、17号）。その他、E.B. Гутнова. Классовая борьба средневекового крестьянства (XI-XVвв.) в освещении современной французской, английской и американской медиевистики. «Средние Века» т.41, 1977参照。

(6) 本論に入る前に、次の二点について予めお断りしておく。(1)ソヴェト史学は、ほぼ17世紀から1861年迄を後期封建制としており、本稿の「近世」もこの期間を指している。だがその解体・危機の段階（19世紀前半から中葉）は、従来から独立の研究対象として扱われており、本稿でも除外した。(2)時期的には、ソヴェト史学における新しい潮流の始点とみなされる1957年以後ほぼ20年余に限定した。なおそれ以前の研究については、包括的であるが、А.А. Зимин, А.А. Преображенский. Изучение в советской исторической науке классовой борьбы периода феодализма в России (до начала XIX века). «Воп. Ист.» 1957, [No.12 参照。

年代のロシアにおける農民運動と農民問題』であつた。この問題については、⁽⁷⁾従来から個別研究として若干の蓄積があり、⁽⁸⁾また50年代半ばの一連の概説書でも⁽⁹⁾欠かさず触れられたが、女史の研究は、時期的にはきわめて短く限定されているとはいえ、体系的な見解として打ち出された点で、重要な位置を占めると思われる。本節ではこの著作を多少詳しく紹介・検討することにしよう。

著者は、まず序文で、この研究が「農民戦争の中間期 (промежток)」における農民の「日常的な闘争」(повседневная борьба)を対象とすることを明記し、その理由として、(プガチョフの)農民戦争へ至る農民の諸状況がこの時期(18世紀30~50年代)に形成されたこと、また農奴制に反対する農民の日常的闘争の無視は農民戦争における指導者の役割の過大評価と民衆の意義の過少評価へ導くこと、⁽¹⁰⁾を挙げた。こうした基本的視角にたつて、中央工業地帯、農業地帯、西部地域という国の経済的中心地であり、同時に農民の大部分が集中していた諸地域の世俗及び聖界領、⁽¹¹⁾国有地・御料地の農民の社会経済状態、主要な闘争形態、そして農民の政治・社会意識などについての諸問題が分析されている。以下では全体の三分の一強を占める農民の社会経済状態の分析については必要な限りで触れるにとどめ、さっそく当時の四つの主要な闘争形態についての著者の見解を整理することから始めよう。

(I) 逃亡 (побег, бегство)。この闘争形態は各カテゴリーの農民に共通してみられた。かつてナロードニキ系の農民史家セメーフスキーは、当時の農民闘争をアクティブなもの⁽¹⁾とパッシブなもの⁽²⁾に区別し、逃亡を後者に含めたが、著者はこの区別を一応承認する。と同時に、逃亡がその全期間パッシブなもの

(7) П.К. Алефиренко. Крестьянское движение и крестьянский вопрос в России в 30-50-х годах XVIIIв. М., 1958. 421с.

(8) А.А. Зимин, А.А. Преображенский. Указ. соч. с. 142-160. 参照。

(9) Очерки истории СССР. Период феодализма. XVIIв. М., 1955. 以下, 18世紀第1・4半期 (1954), 18世紀第2・4半期 (1957), 18世紀後半 (1956)の「農民」あるいは「農民運動」の項目参照。

(10) П.К. Алефиренко. Указ. соч. с. 4.

(11) 第2回人口調査 (1747年)によると世俗領には成人男子農民の56.4%, 聖界領には14.1%, 国有地には22.1%, 御料地には7.4%の比率であつた。

でなく、18世紀には確固とした、そして大量的性格をとり、蜂起とも絡み合っていたことを指摘し、そのアクティブな側面も強調する。しかしながら著者の評価は、逃亡は貧農及びそれに近い中農という少部分の農民によって採用された闘争形態であり、したがって弱い程度でしか農奴制を動揺させえなかった、という点にある。勿論富裕な農民も逃亡した。だが彼らは、自由な土地、商業・営業活動の展開のために好適な条件を求めたのである。

著者のこうした性格付けは、農民闘争としての逃亡の軽視につながるものではない。著者は多くの頁をさいて、住み慣れた村を離れて経済的強制的弱い場所、また小生産者としての自己の経済活動にとってより大きな可能性のある場所への逃亡が、この時期最も普及した、基本的な闘争形態であったこと（1727～42年に33万人弱、約5%の農民が逃亡中であり、毎年約2万人が逃亡した）、逃亡はシベリア、ウクライナ、アストラハン、等々の国家の辺境、時には国境を越えてポーランドまで達したこと、また古儀式派の小部落（скиит）も逃亡民の隠れ家となったこと、等々を多様な事例を引きながら論じている。とくに18世紀50年代から、世俗領では逃亡は新しい性格を帯びた。即ちその大量性とともに、村ぐるみで、農具、家畜、世帯道具、また掠取した領主財産とともに、これを阻む領主や領地管理人に制裁を加えて、勝手に移住即ち逃亡した。またそれは、しばしば公然たるプロテスト、自然発生的蜂起へ転化しさえした⁽¹²⁾のである。

（Ⅱ）武装した小集団による農民の闘争（борьба крестьян мелкими вооруженными группами）。帝政期の最大の「ブルジョア史家」の一人、ソロヴィヨフは、この闘争を国のすべての住民の幸福な暮しと安穩を破壊する「窃盗と略奪」（воровство и разбой）の行為と非難したが、この武装した、バラバラの小集団（普通30～50人、時折100人以上）が攻撃の対象としたのは、住民のすべてではなく、領主とその屋敷であった。森のなかに隠れ家を

(12) Там же. с. 94-114. 他方、修道院所領では、出稼規制の緩和により、逃亡は旅券による都市への出稼ぎに次第に取って代わられたのに対して、国有地・御料地では、逃亡は少しも減少しなかった。с. 187-191, с. 262-266.

持つこの小集団は、夜陰に乗じて突如領主の館を襲撃し、殺害と放火、あるいは掠奪の行為にでた。そのさいしばしば、領地管理人、村長、富農、商人、時には普通の農民さえ犠牲になったが、闘争の主要な狙いは個々の領主に対する制裁、そして緊縛文書の破棄にあったのである。したがって著者は、この闘争を世俗領の農民についてだけ検討している。小集団の構成員は、バルンチナ農民、逃亡中の兵士や労務者、下層の商工地区民、等々が主であったが、その首謀者には、しばしばドヴァローヴィが、またよく武装されたカザークが立った。この闘争形態は、いうまでもなく農民とは密接な関係にあり、政府の厳しい弾圧政策にも拘らず止むことなく多発し、支配諸階層を不安に陥し入れたのである。著者はまたこれを、その意識において劣るとはいえ、レーニンのいう「バルンチン闘争」の特殊形態として位置づけている。⁽¹³⁾

(Ⅲ) 嘆願書の提出 (подача челобитных)。これは村落共同体 (ミール) を基盤にして、とりわけ富裕な農民によって採られた闘争形態である。農民の自己経営を破壊するような諸貢租の増徴、極端な搾取と専横に対して、農民は政府諸機関そしてとりわけ女帝へ直接訴えたのである。但し、この闘争形態は世俗領においては原則として禁止されており (1649年法典第2章13項)、また厳しい監視のゆえ甚だ困難であったのに対し、修道院所領においては大いに普及し、1758年政府に嘆願書の検討のための特別の委員会を設置せしめたのをはじめ、1764年の世俗化も、国有地への移行を求める修道院農民のこの闘争をヌキにして考えられない。国有地・御料地においても、この闘争形態は大いに普及したが、ただここでは農民の階層上の所属を破壊しようとする、即ち農民の農奴化を狙う聖俗領主の策動、あるいは地方権力の専横に反対して嘆願書が提出された。その際農民は、自己の零落や喪失が諸貢租・負担の減少として国庫に反映される点を強調し、庇護を求めたのである。またたとえ合法的な闘争であれ、それが多くの人的、物質的犠牲を伴ったこと、また時に公然たる武装蜂起へ発展する可能性を持っていたことは否定できない。そしてこの闘争が否定的

(13) Там же, с. 114-136.

な解決しか得られなかったとしても、この行動を支えていた「民衆の庇護者としてのツァーリ権力」への農民の信仰は、揺らぐことはなかった。⁽¹⁴⁾

(Ⅳ) 蜂起 (восстание)。農奴制を最も強く動揺させた闘争として、著者が高く評価するのが蜂起である。これも各カテゴリーの農民に共通してみられる闘争形態であるが、まず世俗領では、30年間に37件の蜂起が生じた。著者はこれを二つのグループに区分する。第一は、農民の経済状態の悪化、領主や国家への諸貢租の支払い不能によって自然発生したものであり、領主への不服従、オブロクや滞納金の不払い、バルシチナ遂行の拒否、そして鎮圧のために派遣された軍隊への抵抗、を伴った。これには諸貢租の減額を内容とする嘆願書の提出が失行する場合があった。(18件)。第二のグループは、同じ原因から発生し、同一の過程をたどったが、より明確な要求、即ち御料地及び国有地農民への移行を求めたものである(19件)。即ち領主側からの抑圧に対してのみならず、領主の軛からの解放の志向が、(換言すれば封建・農奴制的諸関係の基礎の破壊)認められる。こうした蜂起は、短期間で少数の村が参加したのから、数年にわり、数十カ村、数千人をも包み込んだものまで多様であった。とくに50年代には、20件もの蜂起が発生し、政府は厳しい弾圧をもってこれに臨むとともに、首謀者や嘆願者に対する処罰を強化したのである。

修道院所領でも、蜂起は53件(50年代は20件)を数えた。著者はここでは二つのグループに区別せず、30年代には地代固定化と修道院側の専横に対して蜂起したのに対して、40年代には国有地及び御料地農民への移行の要求がより明確になり、50年代には更にこの傾向が強まった、と年次的な差異に着目した。その際も、嘆願書の提出が失行したが、ここでも「農民にリアルな、肯定的な諸結果を与えたのは、……蜂起だけであった」。国有地・御料地においても、農民の不満は、逃亡や嘆願書の提出のほか、地方権力や行政官への不服従、租税や数多くの支払いの拒否として表現された。また彼らの土地に対する私領主の侵入は、蜂起を誘発することも稀ではなかったのである。⁽¹⁵⁾

(14) Там же, с. 135, 191-195, 266-270.

(15) Там же, с. 136-153, 195-214, 270-289.

以上紹介したように、アレフィレンコは18世紀中葉の日常的な農民闘争として、逃亡、武装した小集団による農民の闘争、嘆願書の提出、蜂起、という四つの主要な形態を挙げ、各々を各農民カテゴリーの法的な、そして社会経済的な状態と絡ませながら分析した。女史のこうした類型論とその性格付けにはのちに多少触れるように、若干の異論が唱えられたが、続けてこうした闘争の担い手たる農民の政治・社会意識論⁽¹⁶⁾についても、簡単に整理しておこう。

当時の農民の社会・政治意識を考察するにあたって著者が検討するのは、農民嘆願書、国有地農民の要望書(наказ)、訊問調書、あるいは民衆の口碑(ヴィリーナ、スカースカ)や風刺画、等々である。これらはいずれも農民の意識を率直に語ったものではなく、「農奴制的抑圧に対するバラバラの反響」にすぎない。とはいえ、当面の課題にとって大きな価値を有するのである。まず政府諸機関あるいは女帝へ宛てられた嘆願書は、村のすべての人々の取り決めによって作成されたため、農民の意識の在り方を最もよく示すものといえる。農民は嘆願書のなかに自己の領主や地方当局の不法な、反国家的な扱いを書き込んだが、その際農民は、彼らの不平そして蜂起は国家とその利害に叛くものではない、と考えた。即ち農民は、過度な搾取と貴族の「階級的近視眼」を戒めたピョートルI世の諸勅令を、字義通り民衆についてのツァーリの配慮として解釈し、それによって自己の嘆願書を正当化したのである。例えば農民は、修道院による土地侵略に直面した時、修道士にその直接の義務—祈りの遂行を妨げるような不動産の所有を禁止した勅令に、また出稼ぎの妨害に出会った時、希望する農民に遅滞なく旅券を与えるべきことを指示した勅令に依った。こうして領主や行政諸機関の行過ぎを戒め、農民の庇護をうたった「ピョートルI世の誇大な勅令」⁽¹⁷⁾は、農民の間に彼の理想化をうみ出したのである。

嘆願書には一般にツァーリの理想化が認められるとすると、秘密捜索局

(16) 著者は、настроение(気運)を表題として用いている他に、взгляд, представление, 等をほぼ同一の意味を示すものとして用いている。以下では「意識」を用いた。

(17) Там же, с. 292-293, 296-297.

(Канцелярия тайных розыскных дел, 1718—1762) の訊問調書には、逆に農民の間での女帝とその政府の不人気⁽¹⁸⁾が認められる。即ちここで扱われた多くの政治的事件は、農民の政治的無関心と彼らの利害の閉鎖性、という従来の見解が不当であることを示しているが、それはとりわけ女帝に対する不名誉な、あるいは憎悪の「言葉と行為」(«слово и дело») に端的に現われた。例えば農民は、「以前の君主のときは、すべてが良かったが、今はそうではない」と語り、現在の女帝とその政府を批判したにとどまらず、アンナ・イヴァノヴナを「カナリヤ」、「牝犬」などの「不名誉な」言葉で呼んだ。またエリザヴェータ・ペトロヴナの愛人についての多くの噂、国家の利害を犠牲にする彼らの貪欲は、女帝とその政府への農民の不信、不満を強めた。こうしてこの時期の二人の女帝の不人気は、一方でピョートルⅠ世の理想化を、他方でピョートルⅢ世への期待を生みだしたのである。

こうしてたとえ僅かな部分であれ、民衆の利害の庇護者としてのツァーリ、という信仰は既に動揺していた。これは更に、18世紀30年代に現われた著名な風刺画「鼠たちが猫を葬る」(«Мыши kota погребают») にもみられる。従来ピョートルⅠ世の死に対する民衆—古儀式派の喜びを表現したものとされるこの風刺画は、著者によると、それにとどまらず現在の女帝、反民衆の女帝にも向けられた。古儀式派は世俗文化と新奇なものすべてに敵対的であるため農民全体の指標とはならないが、この宗派に起源をもつこの風刺画は、大いに普及し、農民の気運に答えたのである。農民の一部分に萌した反ツァーリ的气運は、その他に風刺文学、俗謡などにも反映された。だが民衆の「ツァーリ個人への関係の変化は、民衆の政治観念の転換をまったく意味しなかった」(ブレハーノフ)。この当時農民問題はますます尖鋭化したが、農民はその解決を「良きツァーリ」に委ねた。農民の間に根強い、こうした正義の、民衆のツァーリの出現への希望と期待は、8人もの偽ツァーリ—僭称者(самозванцы)の登場を招いた。不正義とボヤールの退治を訴えた彼らに、農民は弱いながら

(18) Там же, с. 294, 304—310.

(19)
も支持を与えたのである。

以上我々は、農民闘争の諸形態と社会・政治意識を分析した章・節に限定して、アレフィレンコ⁽²⁰⁾の著作を紹介・検討してきた。従来あまり歟の入れられていない時期に関して、広汎な諸史料を蒐集・駆使した女史の入念な研究は、農民戦争間の「静かな」中間期が、じつはすべての農民カテゴリーの「執拗な緊迫した闘争に充たされていた」こと、他方この闘争を担った農民の意識は、深くツァーリ志向的の幻想に捉われていたことを、充分に明確に示したのである。本書に対しては、マヴロージン等によって幾つかの問題点が指摘されているが、全体としてはきわめて高い評価が与えられており、時期的に短く限定さ
(20)
はれているが、その主張は近世全体にほぼ当て嵌まる。事実、本書で析出された農民闘争の諸形態は、その後個別的考察のなかで更に深められ、また素描の域をでないものの、ほぼ万遍なく問題点を拾い上げた農民の社会・政治意識論のうちの大きな飛躍の契機となった。こうして本書は、ロシア近世農民闘争と広義のイデオロギーについて堅固な基礎を築いたのである。

(19) Там же, с. 312-327.

(20) В.В. Мавродин, С.Л. Пештич, А.Л. Шапиро. Исследование по истории русского крестьянства XVIII века. «Вестник ЛГУ», 1959. №8. с. 164-169. 次の三点が指摘されている。(1)未組織の、自然発生的な蜂起にも、組織性と意識性の若干の要素が存在したこと、(2)武装した農民の小集団による闘争は、世俗領に限定されず、その「略奪的性格」は承認されねばならない、また「バルチザン闘争」と同列に扱えないこと、(3)著者の指摘する農民の反ツァーリ的気運は、統治能力のない女帝に対する民衆の不信を現わした史料から引き出した規定であるが、そこには同時に、ピョートルⅠ世の理想化、ピョートルⅢ世の人気についても述べられている。即ち農民は、「新しい君主」、「良き」、「正義の」ツァーリを待望したのであって、彼らのツァーリ志向的世界観はいっこうに揺らいではいないこと、である。以上の三点は、いずれも微妙な問題であり、その当否の判断をつけ難い。なお評者の一人マヴロージンは、2年後にプガチョフの農民戦争に関する第一巻(全体で三巻)を著したが、その多くの部分は、アレフィレンコの著作と重複している。В.В. Мавродин, Крестьянская война в России в 1773-1775 годах. Восстание Пугачева. т.1. Л., 1961. 他の書評としては、「Ист. СССР» 1959. №3 (Б.Б. Кафенгауз), «Воп. Ист» 1959. №7 (С.М. Троицкий) がある。

(三)

本節では、1960年代における研究動向を概観することにしよう。まず逃亡であるが、我々は近世農民闘争としての逃亡を検討する時、16世紀末までの農民は「移転」(ВЫХОД)の権利を有していた事実⁽²¹⁾に改めて留意せねばならない。即ち規定の諸条件を満たささえすれば、農民は領主を変え、他所へ移住することができたのである。このことは、16世紀以前については農民闘争としての逃亡を語ることができない、ということの意味するものではない。その当時においても逃亡は、諸条件を満たした合法的な移転を上回っていたからである⁽²¹⁾。だが16世紀末・17世紀初頭の一連の立法、そして最終的には1649年法典におけるこの農民古来の権利の廃棄(狭義の農奴制の確立)によって、逃亡は農民闘争としての性格をより明確にすることになった。換言すれば、農奴制の確立が、逃亡を近世における最も基本的な闘争形態たらしめたのである。

さて17世紀における農民逃亡の問題は、既にソヴェト史学の初期の頃から、とりわけノヴォーセリスキーによって着実な成果が積み重ねられてきた⁽²²⁾。だが1962年に刊行されたマニコーフ『17世紀後半のロシアにおける農奴制の発展』⁽²³⁾は、それまでの個別的な、だが散発的な研究状況を一挙に打破した画期的な研究であった。即ち著者は、1649年法典以後約半世紀の間に政府によって採られた、逃亡農民に関する一連の政策、より具体的には搜索活動を詳しく追求し、1649年に法的に確立された農奴制が、この逃亡問題に対する政府の具体的対応のなかで現実化されていったことを見事に分析したのである。マニコーフの研究は、したがって逃亡の諸事例を掘り起こすことには主眼がおかれていないのだが、それが体制の根幹を揺るがす緊急の解決問題であったことを、異論なく

(21) 16世紀以前の農民闘争は、本稿の対象外だが、とりあえず、А.А. Зимин, А.А. Преображенский. Основные этапы и формы классовой борьбы в России в конце XV-XVI вв. «Воп. Ист» 1965. № 3. 参照。

(22) «Ист. зап» т.81. 1968. с. 278-286 に載せられた業績目録を参照。

(23) А.Г. Маньков. Развитие крепостного права в России во второй половине XVII в. М.-Л., 1962. なおマニコーフの研究全体については、とりあえず拙稿「ア・ゲ・マニコフのロシア農奴制社会研究」『一橋研究』28号, 1974年参照。最新の成果として、А.Г. Маньков. Уложение 1649 года-кодекс феодального права России. Л., 1980.

明らかにしたのである。個々の具体的分析としては、北部の修道院所領を素材にした二論文⁽²⁴⁾、南部の新開地についての三篇の小論文がある他、逃亡農民の捜索史料の解説論文⁽²⁵⁾なども、この時期に発表されている。18世紀においても逃亡は、アレフィレンコ⁽²⁶⁾の著作が示したように、拡大こそすれ止むことはなかったが、具体的分析となると極めて乏しい⁽²⁷⁾。ベリャーフスキーの大著『プガチョフ蜂起前夜の農民問題』(1965年)も、専ら「反農奴制的思想の形成」に焦点が合わされており、逃亡については1767年のエカチェリーナⅡ世の立法委員会へ提出された貴族のナカースの分析を通して、簡単に触れているにすぎない⁽²⁸⁾。こうして1960年代には、近世農民闘争としての逃亡の研究は、貧困とはいえないにしても、決して十分とはいえないのである。

さて逃亡を近世農奴制下の農民の基本的な闘争形態として位置づけることが

(24) Г.Н. Образцов. Уложение 1649 г. и крестьяне вотчины Антониново-Сийского монастыря. «Ист. зап» т.63., 1958. А.Х. Горуфункель. Антицерковная борьба крестьян в XVIIв. «Ежегодник музея истории религии и атеизма» IV., 1960.

(25) Л.Г. Заничева. Крестьянские побеги во второй половине XVIIв. «Ежегодник по аграрной истории Восточной Европы за 1964 г.» Кишнев., 1966. Е.А. Швецова. Колонизация тамбовского уезда в XVIIв. Там же. Е.И. Вайнберг. Борьба крестьян против крепостничества на южной окраине русского государства в первой половине XVIIв. «Новое о прошлом нашей страны» с.б. ст. М., 1967.

(26) Н.А. Бакланова. Дело о сыске беглых крестьян и холопов как источник для истории тяглого сельского населения в Поволжье во второй половине XVIIв. «Проблемы источниковедения» т. XI, 1963. А.П. Гудзинская. Документы сыских комиссий второй [половины] XVIIв. как исторический источник. «Археографический Ежегодник за 1967.»

(27) 次の二論文に限定される。К.Н. Щепетов. Беглые крестьяне князя А.М. Черкасского в первой половине XVIIIв. «Ист. СССР» 1963. №.6, Т.П. Бондаревская. Беглые крестьяне Среднего Поволжья в середины XV-IIIв. «Крестьянство и классовая борьба в феодальной России» сб. ст. Л., 1967. 他に А.М. Шабанова. Классовая борьба крестьян в вотчине Александро-Свирского монастыря накануне [секуляризации] «Вестник ЛГУ» 1966, №.14. は、嘆願書の提出、蜂起と並べて逃亡を扱っている。

(28) М.Т. Белявский. Крестьянский вопрос в России накануне восстание Е.И. Пугачева. М., 1965. гл. 4. この他, С.М. Троицкий. Финансовая политика русского абсолютизма в XVIIIв. М., 1966. など若干の著作がこの問題に触れているが、正面から扱ったものはない。

できるならば、嘆願書の提出は、中・近世を貫く農民闘争であった。最近この問題を整理したブシュカレーンコは、既に14世紀ノヴゴロドの『白樺文書』に現存では最古の農民嘆願書が認められること、より以前についてもその存在を疑う理由は何もないこと、を指摘することにより、この闘争形態の短期性を主張する説を批判している。⁽²⁹⁾だが近世農民の嘆願書の提出には、中世のそれとは異なる一つの重要な特質を認めることができる。即ち世俗領の農民については、自己の主人に対する不平を訴えることは原則的に禁止され、そして強化されたことである(1649年法典、1767年勅令)。にも拘らず、この闘争形態は、近世村落の農民が採りえた最も身近な手段であったため、世俗領においても、その禁止にも拘らず強行されたし、他のカテゴリーの農民においては最も日常的な闘争たりえたのである。

農民闘争としての嘆願書の提出は、1960年代には専ら19世紀前半に関して分析がすすめられ、⁽³⁰⁾17・18世紀に関しては、きわめて貧困であるといわなければならない。僅かに眼についたものとしては、1967年の故スミルノフ記念論集に発表された、シャピーロとセミョーノヴァの論文がある。⁽³¹⁾いずれも17世紀後半から18世紀初めにかけての北西ロシアの一修道院の農民闘争を分析したものだが、とりわけ後者は、地代の変更や、人頭税の導入に反対する闘いにおいて農民が終始一貫して嘆願書の提出に依拠したこと、換言すれば、嘆願書が村民の最も身近な手段として十分に機能していたことを示してて甚だ興味深い。他方、サーハロフの『17世紀のロシア農村』(1966年)は、総主教領を素材と

(29) А.А. Пушкаренко. Крестьянские челобитные как источник для изучения классовой борьбы российского крестьянства в феодальную эпоху. «Советская историография аграрной истории СССР (до 1917 г.)» Кишнев., 1978. с. 169. なお、松木栄三「ノヴゴロド白樺文書について」『宇都宮大学教養部研究報告』12号、1979年、には最古の嘆願書も訳出されている。(20-24頁参照。)

(30) Л.В. Генкин, Э.С. Пайна, Э.Ю. Гальперин, Г.А. Кавтаразе, 等の分析がある。

(31) А.Л. Шапиро. Волнения старорусских крестьян в 1671 г. «Крестьянство и классовая борьба в феодальной России» сб. ст. М., 1967. Л.Н. Семенова. Борьба старорусских крестьян за изменение форм феодальной ренты в первой трети XVIIIв. Там же.

した理論的色彩の濃い研究であるが、農民闘争に関する一章を持っている。彼はそこで「日常的な」、⁽³²⁾「普通の」闘いに注目し、それらがいわばブルジョア的方向性（貨幣地代、移動の自由、のための闘い）を持つことを指摘している。その際、史料としては専ら嘆願書が取り上げられているにも拘らず、その詳しい分析には、残念ながら入っていないのである。

さて以上、我々は逃亡、嘆願書の提出という近世農民の最も日常的な闘争形態⁽³³⁾についての諸研究を概観してきたが、次に眼を広義のイデオロギーに関する研究に向ける時、1960年代後半に一つの画期的業績に会う。1967年に公刊されたチストーフの著作『17～19世紀ロシア民衆の社会・ユートピア伝説』⁽³⁴⁾がそれである。著者チストーフは、既に数多くの論著によって知られている民族学者、あるいは民俗学者⁽³⁵⁾であり、本書も狭義の歴史研究とはいえない。だが方法論、アプローチこそ異っても、彼の著作は我々の課題とほとんど重なり合う内容を備えており、またその後のソヴェト史学にも大きな影響を及ぼしていることは否定できない。否、むしろ民族学者チストーフの本書によって、近世農民闘争のイデオロギーの研究水準が一挙に引き上げられた、とさえいえるだろう。⁽³⁶⁾

(32) А.Н. Сахаров. Русская деревня XVIIв. М., 1966. гл. 9. 同じ傾向の論文として Е.И. Индова, А.А. Преображенский, Ю.А. Тихонов. Классовая борьба крестьянства и становление буржуазных отношений в России XVII-XVIIIвв. «Воп. Ист» 1964. №.12. がある。

(33) アレフィレンコ⁽³³⁾の挙げた、武装した小集団による闘争、そして蜂起は、各々逃亡及び嘆願書の提出の延長線上に位置し、日常闘争という視点からみる時、後者に劣る、と判断される。その他、60年代の成果として、レニングラード大学歴史学部の講義録、В.В. Мавродин. Классовая борьба и общественно-политическая мысль в России в XVIII веке (1725 - 1773 гг.) Л., 1964, など僅かな文献がある。

(34) К.В. Чистов. Русские народные социально-утопические легенды XVII-XIXвв. М., 1967. 342с.

(35) К.В. Чистов. Народная поэгесса И.А. Федосова. Петрозаводск., 1955. のほか、多数の論著がある。

(36) 本書についての断片的な紹介や批判はあるが、本格的なものはない。(例えば、和田春樹『農民革命の世界』東大出版会、1978年)。但し、中村喜和「日本国白水郷探求—ロシア農民の—ユートピアについて」、金子幸彦編『ロシアの思想と文学』恒文社、1977年、所収、は本書の「ペロヴォージェ」の部分をも更に展開した、独自の優れた一篇である。なお легенда を「民話」あるいは「神話」と意識する例もあるが、ここでは「伝説」を用いる。

以下では、本書の内容を四点に概括して紹介することにしよう。

(1)社会・ユートピア思想と運動は、著者によると、社会制度の危機にさいしてとくにアクティヴに発生し、かつ最も顕著な役割を演ずる。17世紀初頭のロシアでは、農奴制がその古典的形態において形成され、この時期から一連の、ほとんど止むことのない農民戦争、蜂起、反乱、即ち領主階級に対する農民の公然たる闘争が開始された。なるほど当時、危機は社会全体を覆っていたわけではなく、一連の社会的再編、行政制度の整備、厳しい処罰と一時的妥協、等々の手段によって、支配階層は農民を服従させておくことができた。しかし危機感、既に民衆意識のなかで形成された。アンチキリストの支配という意識、終末論的期待、分離派の発生、未開地への逃亡、掠奪、偽ツァーリと偽グラモタの普及、そして公然たる武装蜂起、等々の多様な形をとって現われた。こうした諸条件のもとに、社会・ユートピア伝説も発生したのである。本書では「救世主」(избавитель)あるいは「帰ってくるツァーリ」伝説及び「遙かな国」(далекая земля)伝説という二つの民衆の社会・ユートピア伝説が検討されるが、いずれも民衆の反封建闘争ときわめて密接に関連した、「現在」との関係において非妥協的な、「未来」への志向性を持つ、政治的にアクティヴなユートピズムの基だ独自の形態であった。他方で、過去を豊饒の時代として描く「黄金の世紀」(золотой век)の物語、またあらゆる社会悪や不幸の比較的最近の発生、「ニーコン以前の」自由な、正義の生活、という分離派の幻想的意見、これらについて著者は、「社会・ユートピア的」と形容しない。なぜなら、そこには過去の理想化という手段による、現在への批判的關係の表現の萌芽が認められるにすぎないからである。こうして著者は、社会・ユートピア伝説を厳密に定義したうで、「救世主」と「遙かな国」の二つ(及びその若干のヴァリエント)に絞って考察するのである。⁽³⁷⁾

(2)17～19世紀のロシアの民衆の間には、ツァーリは超階級的な力であり、民衆を農奴制的抑圧から解放できる、という「最高度にナイーブで楽観主義的な信仰」が堅持されていた。イヴァン雷帝の没後、16世紀末～17世紀初頭に在位

(37) К.В. Чистов, Русские народные ..., с. 14-18.

した諸ツァーリ（フョードル・イヴァノヴィッチ、ボリス・ゴドゥノフ、ヴァシリー・シュイスキー）は、政治的方向においては相違があったが、一つの共通の特徴を持った。即ち彼らは、農奴制的従属の強化からの解放という民衆の期待に応えることができなかった。真のツァーリの良き意図、という典型的に中世の見解をいだく民衆にとって、それは現在統治しているツァーリは本物ではない、という確信を、またツァーリは民衆の解放を望んでいるが、貴族がそれを許さない、という民衆の思考形式の除去を導いた。こうして一方では、「すり替えられたツァーリ」、他方では「帰りくるツァーリ＝救世主」の伝説が形成されたのである。⁽³⁸⁾ こうした視点から著者は、17世紀初頭の「皇太子ドミートリー」から農奴解放期の「コンスタンティン」まで約二世紀半（即ち近世全期間）にわたる「救世主」の諸伝説について、その発生・普及・消滅の諸過程を歴大な諸資料を駆使し、克明に分析した。限られた紙幅ではその一つについてさえ詳しく紹介することは不可能であるが、以下ではピョートルⅠ世とピョートルⅢ世に関する伝説についての著者の分析をかんたんに整理しておこう。

18世紀初頭のピョートル改革は、その究極の目的が進歩的であったにせよ、民衆にすべての重荷を課すものであった。クレポスチや他の諸々の抑圧からの解放という若きツァーリに寄せられた民衆の期待は、改革が進むにつれ次第に幻滅にとって代わられた。しかもピョートルは、例えばゴドゥノフやシュイスキーと違い、「直系の」、「真の」、「生来の」ツァーリであり、彼の行動を非ツァーリ起源によって説明することはできなかった。更に彼の強大な権力そして決断力は、それを宮廷の取巻きの影響力に帰することも不可能にしたのである。「良きツァーリ」という中世的認識から決別しえない民衆の意識は、これらの状況から次の結論を引き出した。即ちツァーリはすり替えられたのだ！こうして当時、ピョートルⅠ世＝「すり替えられたツァーリ」の伝説が広く流布することになったのである。⁽³⁹⁾ 他方、1761年末に即位、僅か6ヵ月後に退位、そ

(38) Там же, с. 24-29.

(39) Там же, с. 91-124. 著者はこれを、「ピョートルは子供の時、すり替えられた」、「ピョートルは外国で、すり替えられた」、「アンチキリストがピョートルをすり替えた」、の三類型に整理し、分析している。他方、この時期には「救世主」伝説も認められ、二つの伝説の「パラレルな発展」があったが、民衆の反封建運動の相対的な緩慢さも手伝って、「すり替えられたツァーリ」のように普及しなかった。

して殺害の運命をたどったピョートル三世を伝説の英雄＝「救世主」にしたのには、いかなる事情が働いていたのか。著者は、これを彼の反農奴制的及び宗教的寛容の政策によって理解する従来の見解を根拠のないものとして斥け、その主因を社会悪の根源である現ツァーリ＝女帝に対してピョートルが社会善として対置された点にみる。より具体的にいえば、彼は、国の社会的不正義と無秩序の原因が女帝の存在に帰せられた、という状況下の、また男子のツァーリ継承者の長い不在後の、唯一の皇太子であった。ツァーリ継承者としての彼に寄せられた期待、にも拘らずその在位の短さは、その間の事情がどうであれ、民衆の間で彼の威信を失わせるに至らなかった。こうして1762年の殺害後まもなく、「ピョートルは生きている。彼の代りに誰かが葬られた」という噂が発生し、急速に広がった。翌々年、それは一層の発展を示し、ピョートル三世を名乗る二人の僭称者＝偽ツァーリが出現した。こうして1764年には、伝説の基本的モメントが形成された。皇太子としてのピョートルの理想化、彼の統治の短さ、強制的退位とその後の殺害、非直系の、生来のではない女帝（エカチェリーナ二世）の出現、これらが伝説の形成を促進したのである。こうしてピョートル三世は、長い間待望された皇太子＝「救世主」として即位したが、その後民衆を封建的抑圧から解放しようと望んだため、悪意の者によって打倒されたのだ。⁽⁴⁰⁾

「救世主」伝説が有している基本的モチーフ——英雄の追放と殺害の企て、彼のすり替と救助、放浪、身体上のしるし、出現の予定時期、自由賦与の約束——は、この伝説にのみ固有ではなく、スカースカ、ヴィリーナ、バラダ、等々にも知られており、更に「国際的性格」を持つ。だが社会・ユートピア伝説の英雄の価値は、彼の再来と勝利ののち行なわなければならない社会変革、民衆の解放にあったのであり、この点においてそれ以外のものと区別される。

(40) Там же, с. 136-147. ピョートル三世＝「救世主」伝説は、1760、1770年代に広い地域で猛威をふるったが、その頂点がプガチョフ蜂起の時期である。本書ではこの時期及びその前後についても、独立の節をたて、詳しく分析している。с. 147-196.

それは民衆運動を刺激し、そのなかにあつて組織的役割を演じ、その政治的及びエモーショナルな概念となり、そして民衆運動に有益な、あるいは破滅的影響を及ぼした。このように「救世主」伝説は現実と絡みあい、僭称者の人格にリアルな具現化をみせ、彼の呼びかけによって民衆を奮い立たせた、後期封建制の政治イデオロギー、政治神話の形態に他ならなかつたのである。⁽⁴¹⁾

(3) 封建制発生以前に生じた東スラヴ人の移住の過程は、理想的な牧場、狩場、漁場、そして豊饒な土地に関する伝説を伴っていたが、階級的敵対の発展とともに、こうした伝説は社会・ユートピア的性格を獲得するようになる。17～19世紀ロシア農民の、国境の子備的空間への逃亡、そして移住は、少くとも10～20の「遙かな国」伝説という社会的プロテスト、社会ユートピア的希望の最も重要な表現形態を生み出したのである。経済的な意味での良い暮らし、そして正しい社会関係が支配している国、「遙かな国」の諸伝説は、きわめて多様な内容を持っている。即ち理想国それ自体の存在（《ペロヴォージュ》、《イグナートの町》）に加えて、現実に存在している、ある地域、あるいは植民地域の理想化（《ダウルィ》、《アナバ》）、また移住の一般的方向（《サマーラ県》、《ダーリヤ河》）、がそれに反映された。また諸伝説は、一時的免租（《サマーラ県》、《アナバ》）から封建的世界からの完全な断絶（《ペロヴォージュ》、《イグナートの町》）まで、憎悪すべき社会的現実の個々の側面のあるいは全体の不採用まで、その「政治的要求」においても多様であつた。

こうした伝説創造を刺激したのは、例えば理想国に関する探検家の噂、ある地域に生育する穀物の木についての風聞、等さまざまであつたが、民衆の想像力は、リアルな史的状況を利用しつつ、理想的な「遙かな国」の见解を作りあげた。こうした理想国が、いつも農民の逃亡と植民運動の現実的發展を反映しており、更にまたそこでの生活が、正義を守る、平等な小生産者の共同体・ア

(41) Там же, с. 220-236. 個々の伝説は、状況に応じてその都度、発生・普及・消滅の過程をくりかえしたのであり、そこには幻想克服の直接的継承、体験の蓄積はなかつた、という主張、またこの伝説の起源を初期キリスト教的終末論にのみ求める旧来の学説の批判、などの論点に注目したい。田中陽児氏の前掲論文、11頁参照。

ルテリの友好関係として描かれたことに注目したい。ロシアの百姓は、初期のカザークの地域、自然発生的な植民地域、あるいは森のなかの無僧派の僧院、こうした諸々の場所での「お上なしの」(«без начальство»)生活を知っていたのである。「遙かな国」の諸伝説は、こうして祖先によって代々耕作され住み慣らされた土地からの農民の逃亡、移住を背景にした、農民の平等主義的伝統に根ざす；したがって現実の諸関係の決定的否定を伴うところの、どこか辺境に自由な土地の存在への信仰によって創造された。だがそれはパッヴナの空想から生みだされた、単なるファンタジーではない。きわめてナイーヴな、そして悲劇的に無展望なこの伝説には、あのツァーリ志向的幻想、そして教会幻想が除かれていた点も注目に値するのである。⁽⁴²⁾

(4)以上かんたんに紹介した「救世主」そして「遙かな国」という二つの社会・ユートピア伝説は、反封建的な農民闘争の二つの基本形態、即ち公然たる政治闘争・蜂起、そして封建国家によってまだ拓かれていない予備地域への逃亡、を反映していた。他のすべての伝説や説話は、農民プロテストの未発達の形態と関連しており、社会的諸関係の再編成・変革のイデーを反映しておらず、したがって社会・ユートピア的と呼ぶことはできない。社会・ユートピア伝説は政治的及び社会的理想のより広汎な性格、そして現在及び近い将来におけるその獲得の主張、この点においてユートピア的諸要素を含んだ他の諸々の作品とは異なるのである。だが伝説は政治理論ではなかつたし、また政治理論たりえなかつた。伝説の内容は、いつも憎悪すべき社会的現実の否定にあり、その後の社会については、伝説の創造者は、すべてが今のようでないだろうことに十分に満足したのである。社会・ユートピア伝説はまた、社会的理想の実現が、「救世主」がもたらす、あるいは封建世界の向うへの移転という、奇跡の結果として、実在しないツァーリを長とする国家のない国家、平等な小生産者から成る静止的な社会形態として描かれるが故、ユートピア的であつた。だがこうしたユ

(42) Там же, с. 313-326. この伝説の背景としての農民逃亡、移住は、1861年を境としてその性格を一変した。即ちそれは政府奨励の植民運動として推進されるのである。と同時に、農民のナイーヴな、中世的地理観の克服過程がすすめられ、このファンタスティックな伝説も漸次衰退した。

ートピア性、虚構性は、特別の研究の助けをかりてはじめて確認される。換言すれば、その虚構性は、諸資料の比較検討により暴露されない間は、例えば偽ツァーリの出現と彼のグラモタ、マニフェスト、あるいは「遙かな国」の出身者の記録、またその所在を知っている人々、旅人の出現、等々によって、文盲の農民意識においては、逆にその信憑性が高められさえしたのである。最後に、「救世主」と「遙かな国」に具現された封建的道からの二つの可能な解放手段は、本質において互いに矛盾しない。即ち「救世主」は、全ルーンを「遙かな国」のある類似物へ転化せねばならず、これが生じない限り、農民は既に存在する「遙かな国」へ出掛けることができる。この結論の正しさは、それらの混合形態の存在によっても確認されるのである。こうして、17~19世紀のロシア農民の二つの社会・ユートピア伝説は、その存在を信ずる彼らの熱い希望と期待、それによって生みだされた政治行動への志向を表現していたのである。⁽⁴³⁾

以上チストーフの著作を四点にわたり概括した。前節で我々は、嘆願書や新聞調査書を素材にして農民の日常的な社会・政治意識を素描したアレフィレンコの著作を紹介したが、チストーフは、そこでは取り上げられなかった素材＝伝説の徹底的分析を通して、近世農民の意識構造をより体系的に我々の前に提示したのである。勿論彼が指摘するように、一定の経済的、社会的、政治的状況の産物である民衆の意識は、きわめて広汎な内容を含んでおり、伝説にはその若干の側面が示されるにすぎない。更に本書の対象は、社会・ユートピア伝説という伝説のなかの一部門に限定されており、それ以外の非社会・ユートピア的なそれは除外されている。こうした対象の厳密な限定とともに、二つの社会・ユートピア伝説が、当時の農民闘争の最も基本的な形態としての蜂起と逃亡に対応する、という構想の下に選択されていることに留意する必要がある。換言すれば、チストーフの著作は、我々の設定課題である近世農民闘争における広義のイデオロギーの問題に関して、伝説という素材を通して真正面から取

(43) Там же, с. 327-340.

り組んだのである。その結果として、既に繰返し指摘したように、一方ではツァーリ志向的な、他方では非ツァーリ志向的な農民意識の在り方が引き出されアレフィレンコによる素描が継受されるとともに、一層の展開がなされた。民族学者あるいは民俗学者としてのチストーフの本格的な社会・ユートピア伝説の研究は、こうして近世農民闘争のイデオロギーの分析において画期的な業績として位置づけられるのであり、その後のソヴェト史学にも多大な影響を及ぼすことになった。⁽⁴⁴⁾

(四)

1970年代における近世農民闘争とそのイデオロギーの研究動向について述べる時、第一に指摘しなければならないのは、一連のシベリア史家による精力的な、そしてきわめて魅力的な研究活動である。即ちノヴォシビルスクの科学アカデミー・シベリア支部のポクローフスキー、グロムイコ、マムシク、ミネコ等々は、既に60年代後半から農民史に関する個々の興味深い研究を発表していたが、1970年代の半ばから後半にかけて、その成果が続々と刊行されているのをはじめ、彼らを中心的メンバーとする、これまた興味深いテーマの下での共同論文集が相次いでいるのである。⁽⁴⁵⁾⁽⁴⁶⁾⁽⁴⁷⁾

(44) チストーフの著作と並んで、「歴史説話」を素材に同様の課題を追求したソコロヴァの研究、В.К. Соколова. Русские исторические предания. М., 1970. については、本稿では扱えなかった。関連文献としては、С.М. Троицкий. Самозванцы в России XVII-XVIII вв. «Воп. Ист» 1969. №3, А.Б.Клякин. С Волги на легендарную «реку Дарью». «Воп. Ист» 1971, №6. などが続いた。

(45) 和田春樹氏の用語に倣うならば、「シベリア学派」。和田，前掲書，325頁ほか。

(46) Н.Н. Покровский. Антифеодальный протест Урало-Сибирских крестьян-старообрядцев в XVIII в. Новосибирск., 1974. М.М. Громько. Трудовые традиции русских крестьян Сибири (XVIII-первая половина XIX в.) Новосибирск., 1975. (本書については、高田和夫「民衆・伝統・共同体——М.М. Громькоの近著を読む」『ロシア史研究』27号, 1978年参照)。Т.С. Мамси́к. Побег как социальное явление. Приписная деревня Западной Сибири в 40-90-ое XVIII в. Новосибирск., 1978. Н.А. Миненко. Русская крестьянская семья в Западной Сибири (XVIII-первой половины XIX в.) Новосибирск., 1979.

(47) 例えば、Крестьянство Сибири XVIII-начала XX в. (классовая борьба, общественное сознание и культура). сб. ст. Новосибирск., 1975. Крестьянская община в Сибири XVII-начала XX в. сб. ст. Новосибирск., 1977. 他。

紹介するわけにはいかないが、本稿の主題に関連して、とくに重要と思われる二、三の論著を取り上げることにしよう。

まず1974年に刊行されたポクロフスキーの著作は、その表題が示すように18世紀20～80年代にウラル・西シベリア地域で展開された国家・教会と古儀式派農民とその衝突の諸局面を鋭く分析した労作である。帝政期に多数の論著、資料の刊行が相次ぎ、一つの独立の研究対象であった分離派の思想と運動は、ソヴェト史学成立後ほぼ半世紀の間、僅かな例外を除けば放置されたにも等しかったが、1970年代に入り、ようやくこの対象への関心の復活が認められる⁽⁴⁸⁾。ポクロフスキーの研究は、これを教会イデオロギーに対する民衆の反封建的抵抗、宗教の衣をまとった社会・政治闘争として位置づけ、積極的に評価するソヴェト史学のなかでも本格的なモノグラフであり、近世農民闘争研究に新しい頁を加えたもの、と評価される⁽⁴⁹⁾。だがここでは直接この著作には入らず、これを基礎にして翌年発表されたユニークな論文、「18世紀シベリアにおける農民逃亡と隠遁生活の伝統」を取り上げることにしよう⁽⁵⁰⁾。

中世に広く普及した隠遁生活（пустынничество），即ち俗悪の世界からのがれ、祈りかつ倦むことなく働く生活実践の理想は、云うまでもなくキリスト教徒全体のなかで大きな意義を付与されていた。また魂の救済にとっては、小修道院、小隠舎がより相応しく、したがって人里離れた僻地にごく小さな自分の庵室をもつ隠修士（пустынники）の個々の立派な行為が、より望まれたのである。だが周知のように、現実においてはこれは、教会領主による所領経営の拡大・強化という、逆の強欲的傾向の確立へ導いた。14世紀後半～15世紀北東ルーンにおける修道院発展の新段階は、たしかにイデオロギーのうえ

(48) В.С. Шульгин, В.С. Румянцева, М.Л. Соколовская, 等の個別的分析の他, В.Г. Карцов. Религиозный раскол как форма антифеодалного протеста в истории России, Чч. 1-2. Калинин., 1971. なおアメリカでの研究, R.O. Crummeу. The Old Believers and the World of Antichrist. Wisconsin UP., 1970. については拙稿「分離派教徒の世界」『人文研究』53輯, 1977年参照。

(49) «Воп. Ист.» 1976. №3. (В.С. Шульгин)

(50) Н.Н. Покровский, Крестьянский побег и традиции пустынничества в Сибири XVIIIв. «Крестьянство Сибири.....»

では隠遁生活と禁欲主義のあらゆる教義と結びついていたが、実際には自由な農民共同体に敵対的な封建制度の確立へ、農民の容赦なき搾取に基づく封建経済の大中心地の創出に結果したのである。しかしながら18世紀の古儀式派の隠遁生活は、本質的に異なる性格を持っていた。国教会の外にあって、しかも教会と国家の狂暴な迫害を蒙った古儀式派は、農民の共同体の支持によってのみ強力でありえ、農民とはまったく特別な関係にあった。即ち古儀式派は、純粋に宗教的な面で、あるいはイデオロギーの他、多くの重要な糸で農民意識と結びついていた。こうして古儀式派の小隠舎は、国教会の宗教的（また政治的）見解に反対する農民のイデオロギー的抗議の中心地として、あるいは逃亡農民の隠れ家として、重要な役割を果たした。18世紀ウラル・西シベリア社会経済史における重要な現象としての農民の植民・逃亡と古儀式派の小隠舎との結びつきは、1780年代に発生した逃亡派（бегуны, странники）においては、逃亡を宗教上の主要な教義、人間の第一の義務のランクまで昇格させた。こうして、かつて修道院の増大とその正当化に奉仕した隠遁生活＝伝統的なキリスト教イデオロギーは、農民による反封建的逃亡に適用されたのである。⁵¹⁾

ポクローフスキーの主眼は、あくまで反封建的、反教會的プロテストとしての古儀式派の思想と運動にあるが、その具体的分析をすすめる過程で、古儀式派と逃亡農民との交錯に眼を止めざるをえなかったのである。⁵²⁾ところで、ポクローフスキーにおいては前提されている、ウラル・西シベリア地域における農民植民・逃亡の現象は、17世紀に関してはプレオブラジェーンスキーの専ら対象としてきたところだが、⁵³⁾1978年に刊行されたマムシク女史の『社会現象としての逃亡』は、18世紀後半のロシア経済において顕著な役割を果たした製鉄業、そ

51) Там же, с. 19-22. なおチストーフの前掲書についての彼の評価は、きわめて高い。Н.Н. Покровский. Антифеодальный протест..., с. 20

52) この他に、Н.Н. Покровский. Урало-Сибирская крестьянская община XVIIIв. и проблемы старообрядчества. [«Крестьянская община.....»] も参照。

53) А.А. Преображенский. Очерки колонизации Западного Урала в XVII-начале XVIIIв. М., 1956. его же, Урал и Западная Сибирь в концеXVI-начале XVIIIвека. М.,1972. очерк II, III.

の最大の工場の一つであった西シベリアのコルィヴァノ・ヴォスクレセンスキ
—鉱業所 (Колывано-Воскресенский горный завод) の労働者及びとりわ
けこの鉱業所の登録村落 (приписная деревня) で生じた逃亡に関する特殊
研究である。全体で三章二百頁余りの比較的小きな著作であるが、逃亡農民と
捜索の実態について詳しく分析されるとともに、逃亡を促した諸要因を分析し
た第三章は、とくに我々の知見に多くの新しい材料を提供している。以下では
この点に限って、多少紹介することにしてしよう。

第一章では逃亡が、この工場の労働者と農民、とりわけ下層民にとって最も
普及した闘争形態であったこと、第二章では、逃亡に対してとられた国家の、
そして工場の諸々の対抗手段を分析した著者は、続けてこうした逃亡に責任を
負わされていた行・財政の最下部組織としての農民共同体の役割の具体的検討
に入る。そこではまず、共同体は一般に、旅券を持たない、外来の逃亡民に対
してはそれを追跡・逮捕する代りに宿泊の提供や道中の食糧の供与などの援助
を、自己の道徳的義務とみなした、という点が指摘される。また旅券を持たな
いものに対する厳しい立法は、農民の客好き (гостеприимство) の習慣や他
の慣習法の規範の前では影がうすく、更に逃亡民の隠匿の監視をはじめ村の秩
序の維持に責任があった共同体の公の代表者 (выборный) 自ら、農業労働や
家内仕事に逃亡民を雇うことを黙認していたのである。村から遠く離れた開墾
地 (займка) の存在や村落間の大きな距離も外部からのコントロールの可能
性を減じ、逃亡に有利に働いた。他方、共同体の内部からの農民の逃亡は、
たとえ圧倒的に貧農であったにせよ、共同体全体にとっては大きな問題であ
った。ただしこうした «выбылые», «негодные» の存在そしてその増加は、貢
租支払いの連帯責任の結果、共同体構成員の負担の増大として結果したからで
ある。これに対して共同体は、逃亡そのものと闘う——それは封建法の論理に
従うことを意味する——代りに、貢租を減額すること、その遂行のために支払
いの個人責任を導入する («исполнять повинность не более, как за одну

душу»), という要求を提起したのである。⁽⁵⁵⁾

こうして著者は、共同体が政府から押しつけられた警察的機能を二重の意味で果さなかったことを指摘したが、それとともに、逃亡についての農民の意識それ自身が政府・行政諸機関のそれと隔りがあった、という側面にも触れている。即ち登録村落の農民は、雇傭、営業、ゴリイチバ、などのための一時的な留守(«отлучка»)を逃亡とはみなさなかった。けだし、それは君主の利害を損わない、即ち租税支払いを回避するものではなかったからである。また農民の君主制的気運は、行政府の「不法な」扱いに対してのみならず、自己の臣民の状態と必要に関心を示さない「貴族の」ツァーリ(あるいは「すり替えられた」、「女帝=ドイツ女」)が一時的に統治している国からの逃亡を、「道徳的に正しい行為」、「権利」とさえみなしたのである。逃亡に対する以上のような農民の意識・見解を逃亡の「道徳的・権利上の基礎づけ」と呼ぶならば、魂の救済のため「世俗」から「荒野」への脱出、という「宗教的・道徳的基礎づけ」も存在した。即ち18世紀のシベリア農民は、逃亡の必要性に、14~16世紀の「隠遁生活」の伝統とイデオロギーを適用した。逃亡の原因は、客観的な社会・経済的諸条件であったが、そのさい宗教理念がその形式的口実として、外被として用いられたのである。逃亡の正当性の確信を更に一層強めたのは、「ペロヴォージェ」の伝説であった。「神の法」により、諸貢租の支払いなしに住んでいる農民集団についての伝説は、プフタルマ河での事件以来、農民にとっては、捜索の手の届かない、地理上の具体的な地域を意味したのみならずより深いイデオロギー的内容を獲得したのである。⁽⁵⁶⁾

18世紀後半の西シベリアの登録村落における農民闘争、しかも逃亡のみに限定したマムシク女史の特殊研究は、以上の部分的紹介からも明らかなように、たんに逃亡民の数量的、類型的分析にとどまらず、逃亡をめぐる具体的状況を農民意識の次元にまでおいて深く追求し、当時において逃亡が何故、基本的闘

(55) Там же, с. 166 - 183.

(56) Там же, с. 184 - 193.

争形態たりえたのか、という素朴な疑問にも充分に答えようとしている。但しこうした西シベリアの登録村落においても、逃亡は圧倒的に貧困な部分によって採られた闘争手段であり、嘆願書の提出が主たる手段であったこと⁽⁵⁷⁾、更に農民意識については、ポクロフスキー、チストーフを継受しながらも、逃亡を必ずしも非あるいは反ツァーリ志向的とは性格づけていないこと、等々の幾つかの点に注意しなければならない⁽⁵⁸⁾。ともあれ、ポクロフスキー、マムシクによるウラル・西シベリアの農民闘争とその意識の生き生きとした分析は、1970年代のソヴェト史学の大きな収穫であると同時に、今後への豊かな可能性を示唆するものである⁽⁵⁹⁾。

ウラル・西シベリア地域を対象とした研究活動の活況と比較する時、ヨーロッパ・ロシア地域に関しては、1970年代には独立の、本格的な成果は現われなかった。このことは、勿論農民史研究それ自体の低迷を意味するものではなく、

(57) Там же, с. 180-183. なお А.С. Орлов, Волнения на Урале в середине XVIII века. М., 1979. は、ウラルの鉱山労働者（職人、登録農民、自由雇傭労働者）の闘争を「蜂起」に限定して詳しく扱っており、付録として多数の嘆願書が載せられている。стр. 192-262. マムシクとオルロフの研究によって、我々は、18世紀の工場労働者（登録農民を含む）の闘争形態も、基本的には農民のそれと変わらなかつたことを知ることができる。

(58) Т.С. Мамсик, Указ. соч. с. 193-196.

(59) 「シベリア学派」の一人、グロムイコは、シベリアがロシア農民の社会意識の研究において持っている幾つかの有利な条件を挙げている。とりわけ、ロシア農民がシベリアへ自己の経験、判断、希望を、また土地諸作の諸手段、播種制度、あるいは森林伐採や小屋建造の方法のみならず、共同体ウクラードや北部の土地関係、そして多くの確固たる意見を持ち込んだこと、等が指摘される。経済的、地理的、あるいは民族的隔離という条件下で、シベリアに持ち込まれたロシア農民の伝統は、国の中央部より長く保たれたし、それはとくに、意識の最も保守的な形態である信仰に当て嵌まる、と。М.М. Громыко, Этногафические и фольклорные источники в исследовании общественного сознания русских крестьян Сибири XVIII-первой половины XIXв. «Источковедение [отечественной истории. 1976 г.】 М., 1977. с. 98-100. この論文は、表題の通り、農民の社会意識の研究には、民族学と民俗学の史料面での緊密な接触なしには不可能であり、その道案内として書かれたものだが、そうした方法による大きな成果として、女史はチストーフとソコロヴァの著作を挙げた。

例えばそれは、封建地代研究として⁽⁶⁰⁾、あるいは村落共同体研究として⁽⁶¹⁾、むしろ活発に展開されている、といわなければならない。しかしながら現在までのところ、いずれの場合も、農民闘争との連関は捨象されているのである。こうした状況のもとで一つの注目すべき動向は、ラースキンによって進められている農民嘆願書の分析である。それはまだ完結したものではなく、いずれも短いものであり、しかも18世紀前半の修道院所領に限定されているが、アレフィレンコ以来ほとんど取り組まれてこなかった若干の興味深い問題が詳しく分析されている。⁽⁶²⁾最後に我々は、彼の嘆願書研究を紹介・検討することにしよう。

18世紀前半の修道院所領の農民にとって、嘆願書は村（ミール）と当局を結ぶ基本的メカニズムの一つであり、大量の嘆願書が村から当局へ宛てて提出された。例えば、キリロ・ベロゼールスキー修道院のアルヒーフの帳簿には、1738年だけで109件の嘆願書の提出が記録されている。⁽⁶³⁾こうした村からの嘆願書は、秘密裡に、当局の意志に反して書かれたものではなく、僧侶の署名を伴う合法的な請願（просьба）であった。だが以上のことから、この手段の、いわ

(60) Ю.А. Тихонов. Помещичье крестьяне в России. феодальная рента в XVII-начале XVIIIв. М., 1974. Н.А. Горская. Монастырские крестьяне Центральной России. О сущности и формах феодально-крепостнических отношений. М., 1977. И.А. Булыгин. Монастырские крестьяне России в первой четверти XVIIIв. М., 1977. 他。

(61) В.А. Александров. Сельская община в России XVII-начала XIXв. М., 1976. Е.Н. Бакланова. Крестьянский двор и община на Русском Севере. конец XVII-начало XVIIIв. М., 1976. 他。

(62) Д.И. Раскин. Крестьянские челобитные в крупной монастырской вотчине в первой четверти XVIIIв. «Проблемы истории феодальной России» сб. ст. Л., 1971. его же. Мирские челобитные монастырских крестьян. «Вспомогательные исторические дисциплины» вып. VI. Л., 1974. его же. Требования монастырских крестьян в России 30-х-начала 60-х годов XVIIIв. «Проблемы отечественной истории» ч. II. М.-Л., 1976. его же. Использование законодательных актов в крестьянских челобитных середины XVIIIв. Материалы к изучению общественного сознания русского крестьянства. «Ист. СССР» 1979, №4.

(63) 逆に政府機関及びツァーリへ直接宛てられたのは僅かであり、そうしたいわば直訴は、その地域における階級闘争の頂点を示したのである。Д.И. Раскин. Крестьянские челобитные, с. 187.

ば弱腰な態度のみを引き出してはならない。時にそれは「充分にリアルな脅し」「公然たる不服従」を伴い、蜂起への引き金となったからである。こうして農民は、自己の領主たる修道院あるいは政府へ、ミールの組織的要求を「一つの全体として」つきつけたのだが、嘆願書のなかで最も多いのは、勿論貢租に関するものであった。種々の免租、支払いの延期と減額、他の貢租との代替、等々の要求がそれであり、その他に所領の移管、行政官の交代に伴う増徴に対して、古来の状態を回復し、不法な増徴を撤回すること、等が要求された。こうした嘆願書の提出のさい、農民は当局への自己の従順とあらゆる規定を遂行する用意があることを強調するのが常であったが、ミールの以上のような一枚岩的な要求と並んで、その内部対立を暗示する嘆願書もみられたのである。⁶⁴⁾

嘆願書の提出は、18世紀前半の修道院農民にとって最も日常的な要求貫徹の手段、即ち闘争形態であったが、嘆願書自体は、これもアレフィレーンコが指摘したように、農民政治・社会意識を探る格好の素材である。ラースキンは、農民が諸貢租の増徴や行政官の専横に対して古い慣行を楯にとり抵抗し、そして訴えたが、こうした彼らの訴え＝嘆願書の提出が、当時の勅令・法に依拠していた点を具体的に検討した。即ちそれは大別すると(1)貢租徴集のさいの乱用を戒め、不法な徴集に反対した諸々の勅令、(2)権利の乱用からの農民の庇護及び正しい裁判をうたった諸々の勅令、であるが、これらは嘆願書に広く採用されたのである。例えば余分な徴集を禁じ、農民の自由な出稼ぎを認め、また労働時間に審問や裁判に呼びだすことを禁じた1724年のプラカートは、農民の間でとくに人気があり、嘆願書にしばしば登場した。この点において、莊重な言葉、デマゴギー的精神で書かれたピョートルの時代の勅令は一般に人気があり、それはピョートルの人格と行動の回顧的理想化と結びついたのである。こうし

64) この点に関してだけ、多少補足しておく。著者は一方で、共同体内部での貧富の差が「敵対的グループへのミールの分裂」を招き、村長や選抜農民に対する不平を内容とする嘆願書が出現した、と指摘するが、他方で、「ミール内の衝突には、まだ村の内部の明確な社会的矛盾、その分化が明らかでなかった」と述べ、微妙に揺れている。Д.И. Раскин, Крестьянские челобитные, с. 191. его же. Мирские челобитные, с. 178. 但し、不平は貢租配分、新兵の選抜にさいして主に生じたのであり、ミール内の土地割替は、平穩のうちになされた、という。

た嘆願書における絶対主義の立法の利用は、農民の権利意識の発展を刺激し、農民闘争により大きな執拗性、意識性を付与した。修道院当局そして領主階級一般には、法令をカードのように意のままにする可能性があった。しかし絶対主義の法には、農民の要求と行動の基礎となりうるような、形式的合法性や公正の宣言があった。農民はこうした可能性を好んで利用したのであり、したがって彼らの法理解が、政府の解釈と完全に矛盾しているとは、一概にはいえないのである。こうして臣民に、君主への信仰と農奴制国家の «общенародный» な性格への確信を強めることを訴えた絶対主義の法は、農民の意識に、既に繰返し触れられたあの「ナイーヴな君主制的世界観」の維持のみならず、その認識の発展、具体化、その仕上げを促したのである。⁽⁶⁵⁾

ラースキンによる農民嘆願書の分析は、既述のように完結されたものではなく、いわば中間報告の段階にある。またその対象も時期もきわめて限定されている。⁽⁶⁶⁾ だが現在まで明らかにされている、嘆願書作成の微細な局面に関する考察やそれに基づく農民意識への新しい視角は、近世農民の最も日常的な闘争形態としての嘆願書の提出に関する研究を大きく前進させたのみならず、近世村落の具体的解明が進められつつある現在、それと相俟って農村・農民史研究にも新しい地平を拓くもの、と期待されるのである。

(五)

前節まで我々は、ロシア近世農民の日常的な諸々の闘争形態、そしてそれらを担った農民の政治・社会意識即ち広義のイデオロギーに関するソ連の研究者の若干の、とくに重要な寄与と思われる論著を紹介・検討してきた。本稿で取り上げられた論著は、したがって決して網羅的ではなく、こうした狭い課題設定

(65) Д.И. Раскин, Использование законодательных актов,

(66) その他に、Д.И. Раскин, Русские пословицы как отражение развития крестьянской идеологии, «Русский фольклор» т. XII, 1972. 及び二、三の共同論文がある。

にも拘らず、抜け落ちている貴重な文献も少なくない、と思われる。⁽⁶⁷⁾ また本稿は、農民戦争研究や19世紀前半の農民闘争研究の側からの問題提起にも触れることがなかった。⁽⁶⁸⁾ これらの点についてはすべて別稿を用意しなければならないが、最後に、これまで紹介・検討してきたソヴェト史学の最近の動向を、かんたんに整理しておくことにしよう。

ロシア近世における最も日常的な農民闘争について、ソヴェト史学は二つの主要形態を析出するとともに、それらに相応する意識、イデオロギーについても具体的に検証した。第一は、嘆願書の提出である。これは村落を基盤として、農民層が一つの全体（富農の主導）としてツァーリを含む政府諸機関あるいは所轄機関へ嘆願書を提出するものである。その前段階として、あるいはそれと並んで諸貢租の支払いや賦役の拒否という形での領主への不服従が、また最悪の場合には、鎮圧のために派遣された軍隊との衝突（したがって蜂起）が生じた。この闘争形態は、中・近世を貫いたが、とくに修道院所領や国有地・御料地においては、その合法性のゆえに全面的な展開をみた。但し、それらは専ら所轄諸機関に宛てられたのであり、ツァーリへ直接宛てた嘆願書は、闘争の頂点を示すものであり、きわめて稀であった。他方、世俗所領では近世に至り、この闘争形態は禁止されたが、厳しい監視と人的、物的な著しい困難と犠牲にも拘らず、ツァーリへの嘆願書の提出が強行されたのである。こうしたツァーリへの嘆願書の提出という闘争手段は、中世的起源を持ち、その有効性についての若干の計算も働いていたが、⁽⁶⁹⁾ それが近世農民の「良きツァーリ」観、「ナイーヴな君主制的世界観」に根差すものであることに疑いはない。近世を通じて発生・普及・消滅の過程を繰返した「帰る来るツァーリ—救世主」伝説と「僭称者」

(67) 例えば、А.И. Клибанов. Народная социальная утопия в России, период феодализма. М., 1977. は、本稿では触れられなかった。次の書評参照。《Ист. СССР》1979. №. 1. (П.Г. Рындзюнский)

(68) 例えば、В.И. Буганов. Об идеологии участков крестьянских войн в России. 《Воп. Ист》1974, №.1. Б.Г. Литвак. О некоторых чертах психологии русских крепостных первой половины XIX века. 《История и психология》. М., 1971. 参照。

(69) この点については、拙稿「16・17世紀北ロシアの修道院と農民闘争」『人文研究』（小樽商科大学）59輯、1979年、21—28頁参照。

は、農民のこうした政治・社会意識を明瞭に示すものであったし、そして何よりも嘆願書それ自体が、民衆の庇護者としてのツァーリという觀念なしには書かれなかったのである。

第二の形態は逃亡である。国家の辺境地域を中心とする農民の逃亡は、近世農奴制期における固有の農民闘争であった。だがこの闘争形態は、領主権力との正面からの衝突を回避したため、パッシヴな性格をもつこと、また基本的には貧農及びそれに近い階層の農民が採用したこと、が特徴的であった。しかしながら、時折村全体をつつみこむ大規模な形をとったこの逃亡は、領主階層の経済的基盤を根底から揺るがす、当時の基本的な農民闘争であったことに疑いはない。こうして住み慣れ、耕された土地を棄て、未開拓の、だが支配を知らない新天地へ農民を駆り立てたものは、嘆願書の提出に示された農民意識の在り方とは異っていた。即ちそこには、封建世界と断絶した小生産者の共同体を理想とする非ツァーリ志向的な意識、逃亡をアンチキリストの支配からの離脱として正当化する分離派の反ツァーリ的な意識、を認めることができるのである。